

# 令和5年度 保育料階層表

上段が標準時間、下段が短時間

階層 区分	定義（市民税所得割額）		一般世帯		ひとり親世帯等	
			3歳未満		3歳未満	
			1子	2子	1子	2子
1	生活保護世帯等		0	0	0	0
2	市町村民税 非課税世帯	均等割額を含め0 円	0	0	0	0
3	市町村民税 課税世帯	48,600円未満	12,000	0	5,500	0
4		48,600円以上 73,000円未満	11,800	0	5,400	0
5		73,000円以上 77,101円未満	16,000	0	8,000	0
		77,101円以上 97,000円未満	15,700	0	7,850	0
6		73,000円以上 77,101円未満	20,000	0	9,000	0
		77,101円以上 97,000円未満	19,600	0	8,800	0
7		97,000円以上 133,000円未満	20,000	10,000	20,000	10,000
		133,000円以上 169,000円未満	19,600	9,800	19,600	9,800
8		97,000円以上 133,000円未満	25,000	12,500	25,000	12,500
		133,000円以上 169,000円未満	24,500	12,250	24,500	12,250
9		169,000円以上 235,000円未満	30,000	15,000	30,000	15,000
	235,000円以上 301,000円未満	29,500	14,750	29,500	14,750	
10	169,000円以上 235,000円未満	35,000	17,500	35,000	17,500	
	235,000円以上 301,000円未満	34,400	17,200	34,400	17,200	
11	301,000円以上 349,000円未満	39,000	19,500	39,000	19,500	
	349,000円以上	38,300	19,150	38,300	19,150	
12	301,000円以上 349,000円未満	46,000	23,000	46,000	23,000	
	349,000円以上	45,200	22,600	45,200	22,600	
13	349,000円以上	53,000	26,500	53,000	26,500	
		52,100	26,050	52,100	26,050	

## 【保育料の決め方】

- 令和5年4月1日現在の年齢で算定します。
- 所得割課税額等の算定は、保護者の課税額の合計で算定しますが、同一世帯の祖父母等が家計の主宰者であると判断される場合は、その方の市民税所得割額により算定します。
- 次の控除（税額控除）は適用しません。**これらの控除がある場合は、控除がなかったものとして税額を計算します。
  - ◎ 寄付金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除
- 申告等により市民税の課税額が修正された場合、当該年度中に限り再算定します。
- 同一の世帯で次の施設に入所しているか、サービスを受けているお子様がいる場合、第2子は半額、第3子以降は保育料が全額免除になります。
  - ◎ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、障害児通所支援等
- 市民税所得割額が77,101円未満の世帯は、就学後のお子様も含めて第1子、第2子、第3子以降と数えます。
- 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいいます。
  - 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの。
  - 在宅障害者（児）のいる世帯。